

令和6年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和6年 5月10日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時26分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

7番 難波 修二 8番 赤石 勝子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	教育次長	梅本 聖孝
建設課主任技師兼建築係長	二唐 朱美		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明 |
| 日程第4 | 議案第1号 蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めること
について |
| 日程第5 | 議案第2号 蘭越町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第3号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例 |
| 日程第7 | 議案第4号 蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第5号 工事請負契約の締結について（農村研修センタ
ー建設建築主体工事） |
| 日程第9 | 議案第6号 動産の取得について（じん芥収集車） |
| 日程第10 | 議案第7号 動産の取得について（スクールバス） |
| 日程第11 | 議案第8号 動産の取得について（給食配送車） |
| 日程第12 | 議案第9号 動産の取得について（ホイール式油圧ショベル） |
| 日程第13 | 議案第10号 動産の取得について（小型ロータリ除雪車） |
| 日程第14 | 議案第11号 令和6年度蘭越町一般会計補正予算（第1号） |

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

1番佐々木議員から欠席届が出されておりますので、御了承願います。

これより、令和6年第2回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布しておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7番難波議員、8番赤石議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和6年第2回蘭越町議会臨時会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長より、よろしくお取り計らいのほどをお願いをいたします。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆さん方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催されました、3月18日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、3月21日、木曜日、11時30分から、この日は蘭越町商工会女性部から毎年恒例の交通安全を祈願した愛の鈴170個の寄贈を受けました。

この活動は、昭和50年から続く歴史ある事業で、町内の小学校新入生や幼稚園、保育所の児童へ送らせていただいております。

蘭越小学校新入生には、商工会女性部の皆さんが直接お話をさせていただき、お渡しをしております。

3月25日、月曜日、8時30分から、この日は障害を克服して自立活動に励んでこられた功績が認められ、厚生労働大臣表彰を受賞された字大谷にお住まいの古館百合子さんに表彰状の伝達を行わせていただきました。

2ページ、3月27日、水曜日、8時30分から、この日は蘭越町地域福祉計画策定委員会会長難波修二さんから、第4次蘭越町地域福祉計画最終案に対する答申をいただきました。

この計画は、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標として策定をされております。計画の期間は、令和11年度までの6年間の計画となっております。

3月29日、金曜日、11時30分から、この日は昭和47年10月から51年5か月の長きにわたり蘭越診療所の医師として、高齢者から乳幼児まで、町民の保健衛生、健康管理に多大なる御尽力をいただきました高階日出男医師に対し、町から感謝状を贈呈をさせていただきました。

3月30日、土曜日、16時から、この日は商工会設立60周年記念、女性部設立50周年記念式典が執り行われ、御案内をいただきましたので、お祝いの御挨拶を申し上げます。

当日は、熊谷議長をはじめ、議員の皆様、牧野後志管内商工会連合会会長も御臨席され、後志管内商工会関係者96名の御出席のもと挙行をされました。

また、式典後には祝賀会も行われ、終始和やかな式典でございました。

4月3日、水曜日、午後3時から、この日は今年度蘭越町に赴任してこられた教職員への辞令交付式に御案内をいただき、歓迎の御挨拶をしております。

今年度は、蘭越中学校の校長先生をはじめ、10名の教職員が蘭越町内の小・中学校に着任されております。

私からは、恵まれた環境の中で、子どもたちへの指導はもちろん、教職員の皆さんが地域でも御活躍されることをお願いをしたところでございます。

5ページ、5月2日、木曜日、17時から、この日は令和6年度蘭越町役場職員交通事故防止早期大会を開催しております。

23回目の開催となった総決起大会には、倶知安警察署丹羽署長をはじめ、倶知安警察署加藤交通課長、蘭越・昆布・港駐在所警察官、交通安全協会の志比川会長の御臨席を賜り、60名が参加をいたしました。

総決起大会では、職員決議と大会宣言を行い、役場職員の交通安全に対する意識を深めるとともに、交通事故の撲滅に向けての誓いを新たにいたしました。

5月9日、木曜日、10時30分から、この日はさけ・ます資源の増大を祈念し、令和6年度さけ・ます放流式を、字三笠の尻別さけ・ます事業所蘭越施設で実施をいたしました。

放流式には、猪口後志総合振興局長、同今泉産業振興部長、洞内国立研究所開発法人水産研究教育機構水産資源研究所尻別さけ・ます事業所長、熊谷蘭越町議会議長、赤石経済建設常任委員長をはじめ、16名の御出席をいただいて挙行し、サクラマス稚魚の放流を行いました。

また、放流式終了後、蘭越小学校2年生18名の参加をいただき、稚魚の放流体験学習を実施をいたしました。

参加した児童は、さけ・ます事業所職員の説明に対し真剣に耳を傾け、稚魚の放流を行うなど、貴重な体験学習となったことと思います。

次に、育苗施設の運営状況について御報告を申し上げます。

育苗施設の播種作業は、昨年と同日4月12日に開始をしております、私が上京中のため、作業開始に当たり、山内副町長を代理として、育苗施設運営委員会の中井委員長さんの御出席のもと健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。

今年の利用戸数は59戸、供給マット数は、中苗マットは18万1,162枚で、面積換算で517ヘクタール、密苗マットは1万7,170枚

で、面積換算で115ヘクタール、合計でマット数は19万8,332枚、面積換算で632ヘクタールでございます。

出荷でございますが、中苗マットは14日から始まり、27日に終わってございます。密苗マットについては、5月2日までに出荷を終了してございます。

出荷している苗の生育でございますが、職員が巡回確認をしております、生育は順調との報告を受けているところで、豊穰の秋につながることを念じ、育苗施設の運営状況についての行政報告を終わらせていただきます。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について御説明を申し上げます。

議案第1号は、蘭越町名誉町民の推薦につき議決をお願いするものでございます。

3月末で退任された蘭越診療所院長として高階日出男医師を蘭越町名誉町民に関する条例により、名誉町民に推薦するものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、蘭越町税条例についても所要の改正が必要であることから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第3号については、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険制度維持を目的として、国民健康保険税の限度額の見直しと所要の改正が必要であることから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第4号については、蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

昆布B団地、平成8年度棟への下水道接続工事実施により、下水道整備住宅となったことから、住宅使用料が変更となるため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第5号については、農村研修センター建設建築主体工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

農村研修センター建設建築主体工事は、4月26日、午後1時から指名競争入札を執行し、金額1億2,485万で、横関・テクノバンハウス経常建設共同企業体、代表者横関建設工業株式会社、代表取締役社長柏谷匡

胤を契約の相手方として、工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第6号から第10号については、動産の取得について議決をお願いするものでございます。

議案第6号については、じん芥収集車1台を取得するものでございまして、随意契約により金額1,978万4,810円、北海道市町村備荒資金組合を通じて購入するものでございます。

このじん芥収集車1台の購入につきましては、条例の規定により議決をお願いするものでございます。

議案第7号については、スクールバス45人乗り1台を取得するものでございまして、指名競争入札により、金額2,228万660円で、北海道日野自動車株式会社小樽支店、支店長大原和幸を契約の相手方として購入契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第8号については、給食配送車1台を取得するものでございまして、随意契約により、金額878万1,300円で、トヨタカローラサッポロ株式会社倶知安店、店長田村英司を契約の相手方として購入契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第9号については、ホイール式油圧ショベル1台を取得するものでありまして、随意契約により金額2,706万円、北海道市町村備荒資金組合を通じて購入するものでございます。

議案第10号については、小型ロータリー除雪車1台を取得するものでありまして、随意契約により金額1,452万円、北海道市町村備荒資金組合を通じて購入するものでございます。

このホイール式油圧ショベル1台、小型ロータリー除雪車1台の購入については、条例の規定により議決をお願いするものでございます。

議案第11号については、令和6年度蘭越町一般会計補正予算第1号でございしますが、歳入歳出それぞれ5,033万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費では、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託料3,927万円などを合わせまして4,284万5,000円の追加。農林水産業費では、らんこし米ブランド化・販路拡大業務委託料192万5,000円の追加。商工費では、修繕料、ガス給湯器取替修理17万9,000円などを合わせまして208万4,000円の追加。教育費では、修繕料、総合運動公園野球場スコアボード基盤装置修理ほか、317万8,000円などを合わせまして347万8,000円を追加す

るものでございます。

歳入については、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金、合わせまして4,119万5,000円、前年度繰越金709万1,000円、建物災害共済金204万6,000円などを合わせまして、歳入総額5,033万2,000円を充当するものでございます。

なお、詳細については、議案説明のときに担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、議案第1号蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長

○町長（金秀行） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めることについて、御説明を申し上げます。

被推薦者、高階日出男氏は、昭和47年10月から本年3月末まで、51年6か月にわたり、蘭越診療所院長として長期に及ぶ蘭越町の嘱託医、また学校医として、町民の診療及び健康管理に誠心誠意御尽力をいただきました。

この間に、本町の医療発展に貢献された功労は誠に偉大であり、郷土の誇りとして、町民から深い尊敬を集めている高階日出男氏は、蘭越町名誉町民への推薦に十分値するものと存じます。

ついでには、高階氏を蘭越町名誉町民に関する条例第3条の規定に基づきまして、議員の皆さんの議決をいただき、同氏に名誉町民の称号を贈りたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町名誉町民の推薦につき議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第5、議案第2号蘭越町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長(名越義博) ただいま上程されました、議案第2号蘭越町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年2月21日及び3月30日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、令和6年度能登半島地震に係る雑損控除等の特例の規定の創設、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の創設、固定資産税の土地に係る特例措置の延長、バイオマス発電設備、まちなか創出に係る固定資産税のわがまち特例の創設、町民税・固定資産税・特別土地保有税の減免において、職権による減免を可能とする規定の追加による改正などでございます。

参考資料①、蘭越町税条例の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。

また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第33条の1は、寄附金税額控除に関する規定で、公益信託制度の改正

に伴う所得税法の規定の見直しによる規定の整備であり、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

第50条は、町民税の減免に関する規定で、災害時を想定し、申請によらず職権により減免を可能とする規定の追加であり、令和6年4月1日から適用するものです。

第55条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、私立学校法の改正に伴う規定の整備であり、令和7年4月1日から施行するものです。

第70条、固定資産税の減免、第138条の3、特別土地保有税の減免に関する規定は、第50条、町民税の減免と同様、災害時を想定し、申請によらず職権により減免を可能とする規定の追加であり、令和6年4月1日から適用するものです。

附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、公益信託制度の改正に伴う、単に課税標準額の計算、みなし課税を定めるものであることから削除するものであり、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

附則第5条の2は、令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に関する規定で、令和6年度分の個人町民税、令和5年分所得において、損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる規定の創設であり、令和6年4月1日から適用するものです。

2ページを御覧ください。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定で、法律改正に伴う規定の整備であり、令和6年4月1日から施行するものです。

附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除から附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る個人の町民税に係る町民税に関する特例に関する規定は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の創設であり、令和6年4月1日から適用するものです。

なお、特別税額控除につきましては、前年の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入で2,000万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象となり、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1名につき、令和6年度分の個人住民税1万円が減税となります。

この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する規定で、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る対象を、控除対象配偶者以外の同一世帯性生計配偶者と規定するもので、令和6年4月1日から適用するものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、適用後のものとなるよう読み替え規定の追加であり、令和6年4月1日から適用するものです。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例の規定でございまして、法律改正に伴う規定の創設であり、第14項では、再生可能エネルギー発電施設のうち、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準額の特例措置で、特例割合を7分の6とする規定であり、第24項では、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出、一体型滞在快適性等向上事業に係る課税標準の特例措置で、特例割合を2分の1とする規定の創設と、これに伴う条項のずれによる規定の整備であり、令和6年4月1日から適用するものです。

3ページを御覧ください。

附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、新築の認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の創設と、これに伴う条項のずれによる規定の整備であり、令和6年4月1日から適用するものです。

附則第11条、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から、附則第13条、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に関する規定は、固定資産評価替えに伴う年度更新で、土地・家屋については3年に1回、評価替えを行い、価格を反映させるため、土地に関する特例を3年間延長する規定の整備であり、令和6年4月1日から適用するものです。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、固定資産評価替えに伴う改正による規定の整備であり、令和6年4月1日から適用するものです。

4ページを御覧願います。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の

特例から、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定は、特別税額控除の対象となる所得割の額の読み替え規定の追加であり、令和6年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 10番です。

ちょっと分からないので詳しくちょっと教えていただきたい。これ、結構、町民対象になる方がいると思うので、詳しく教えてほしいんですが、資料の2ページの個人住民税の一番上の附則第6条、特定一般医療医薬品等購入費を払った場合の医療費控除の特例なんですけども、これ、ちょっと詳しくどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○税務課長（名越義博） 永井議員の御質問にお答えいたします。

この附則第6条の改正につきましては、これまでもあったものの読み替え規定ではあるんですけども、能登半島地震のですね、条項等の変更によって、能登半島地震の部分、一般でありますと令和6年度ですね、6年度でなければ、6年度も控除の対象とする、一般であれば6年ではなくてですね、7年から対象となるんですけども、能登半島地震の関係上ですね、1年繰り上げるようなかたちでですね、認めるということであります。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 制度としては変わらない、ただ移行期間がちょっと手前に戻ってきましたよってということだけなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番です。

同じ2ページで、ただいまの質問の次のところですね、個人住民税の特別税額控除ということで、そういう制度を設けるとということで、これによってその本町の場合、どの程度対象になるかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。前年度合計所得金額が1,805万円以下の人については、6年分の個人住民税が1万円の減税をしますよということで、ちょっと、非常にスポットの当たるところだと思うんですけども、この対象になる、もし、試算をしていけばですね、どの程度の方が対象になるかということをお知らせしてください

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 難波議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、まだ町民税が額は確定しておりませんが、予算上ですね、特別、予算委員会においてもお話があったと思うんですけども、額的には1,800万ということになります。

ただ、世帯等につきましては、予算上で試算しましたところですね、町民税分、あと道民税と町民税一括徴収で住民税が課税になりますので、その分、1万円のうち6,000円分ということが、町民税の方の対象になりますので、6,000円掛ける約3,000人と試算しておりまして、合計で1億1,800万円ということに試算しております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。このへんはちょっとお知らせをね、しっかりしたほうがいいんじゃないかなと。非常に大多数の方に1万円の減税がありますよということは、非常に大きなことだと思うんですけども。

ですから、税務課の場合、なかなかそういう広報的なことが、直接町民にお知らせすることはないと思うんですけども、こういう1万円の減税があるよと、しかも3,000人の方が対象になるっていうのは非常に大きなことだと思うので、是非、お知らせ等についてですね、配慮されたほうがいいかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 定額減税、いわゆる定額減税ですけれども、これにつきましては、今後ですね、議員言われたとおりですね、大きな影響があるということもありますので、広報とかですね、ちょっと内部で検討しながらですね、ちょっと広報活動に力をちょっと入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、議案第3号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法施行令等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されましたことにより、蘭越町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、令和6年度税制改正により、国民健康保険の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引き上げられましたが、現行の法定限度額と5万円かい離しており、本町の国保制度の維持と国保財政の安定を図るため、国民

健康保険税の賦課区分の限度額の改正、減額措置に係る法定軽減判定所得の基準額の改正でございます。

参考資料②、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により、御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。また、法令及び条例改正に伴う条項につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第2条は、課税額についての規定でございます。第2項中、基礎課税額の限度額を63万円から2万円引き上げ65万円に、また、第3項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を21万円から1万円引き上げ22万円に、第4項中、介護納付金課税額の限度額を15万円から2万円引き上げ17万円に改め、全体では5万円の引き上げを行うものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1項は、第2条の改正に伴い、第1項中、63万円を65万円に、21万円を22万円に、15万円を17万円に改めるものでございます。

この改正による影響ですが、介護納付金が必要ない40歳未満、65歳以上の世帯は、現行の84万円から87万円となり、16世帯が該当となる見込みでございます。また、介護納付金が必要となる40歳以上、65歳未満の世帯は、現行の99万円から104万円となり、16世帯が該当する見込みでございます。

なお、税率は変えておりませんので、限度額に達していない被保険者につきましては、影響額はございません。

次に、2ページを御覧願います。

第1項第2号、5割法定軽減、第3号、2割法定軽減についてですが、担税力が低いと認められている被保険者を救済するため、世帯の所得が一定以下の場合には、応益割の均等割、世帯別平等割について、軽減措置を講ずる制度が設けられております。

今般の経済動向等を踏まえますと、軽減措置の拡充は必要であるとの判断から、拡充するものでございまして、第1項第2号中、29万円を29万5,000円に改め、同項第3号中、53万5,000円を54万5,000円に改めるもので、ございます。

この軽減措置は、5割軽減、2割軽減を受けることができる世帯の所得額判定に使用するもので、判定所得は表記の計算式で判定いたします。

参考までに、令和5年度の国民健康保険税当初課税時で算定したところ、2割軽減から5割軽減となる世帯は3世帯、新たに2割軽減となる世帯は5世帯該当するものであり、税額では合計11万1,800円の減額となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、議案第4号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、町営住宅のうち、単独浄化槽を設置している住棟を下水道に接続することに伴い、住宅使用料が変更となるため、改正をお願いするものです。

それでは参考資料③を御覧願います。

新旧対照表2ページ目をお開き願います。

別表の上から6段目、アンダーラインが改正箇所となります。

平成8年に建設いたしました昆布B団地は、浄化槽により汚水処理をしておりますが、5月に下水道に接続することから、住宅使用料を再算定した結果、変更となるものです。

附則として、この条例は、令和6年6月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第5号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものです。

契約の目的は、農村研修センター建設建築主体工事です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は、消費税1,135万円を含む1億2,485万円です。

予定工期は令和6年12月20日としております。

契約の相手方は、横関・テクノバンハウス経常建設共同企業体、代表者虻田郡倶知安町南1条西1丁目15番地、横関建設工業株式会社、代表取締役社長柏谷匡胤氏であります。

入札につきましては、契約相手方、横関・テクノバンハウス経常建設共

同企業体のほかに、瀬尾・菅原経常建設共同企業体、志比川・稲田経常建設共同企業体、白木・荒谷経常建設共同企業体、佐竹・佐藤経常建設共同企業体の五つの経常建設共同企業体を指名し、4月26日に執行しております。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料④を御覧願います。

1枚目が建物の立面図となります。構造は、木造1階建て、屋根はガルバリウム鋼板、外壁は金属系サイディング仕上げとなります。

2枚目が平面図となります。延べ床面積は264.99平米、室内は集会室、会議室、調理室、トイレ室で構成されます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第6号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第6号動産の取得につきまして、御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治

法第96条第1項第8号の規定、また、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

動産の種類は、じん芥収集車1台でございます。

契約の方法は、随意契約で、取得金額は、消費税179万1,226円を含む1,978万4,810円でございます。

納入につきましては、令和7年3月31日までとしております。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第7号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第7号不動産の取得につきまして、御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

不動産の種類は、スクールバス45人乗り1台です。

契約の方法は、指名競争入札で、取得金額は消費税202万5,514円を含む2,228万660円でございます。

納入につきましては、令和7年3月21日としております。

契約の相手方は、小樽市塩谷2丁目2番33号、北海道日野自動車株式会社小樽支店、支店長は大原和幸氏でございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員

○7番（難波修二） 7番です。

予算のですね、額なんですけど、備品購入費で2,530万、予算は措置してるんですね。予定価格はわかりませんけれども、予定価格、予算よりもうんと下がった額で発注したのかどうかちょっとわかんないんですけども、非常に予算に対して落札が大きく下がってるっていうか、安く買えたということだと思ってるんですけども、そのへんどうなんでしょうか。予定価格が予算額よりも低く抑えられたと、そういうことで考えていいんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） 議員、御指摘のとおり、予定しておりました、予算で見えておりました金額よりも大きく金額が下回ったわけでございますけれども、指名競争入札によりまして、今回実施、入札を実施いたしましたので、それによって金額が下がったというふうに考えております。設備、予定していたものにつきましては、予算のときと変わっておりませんので、そのような経過というふうに認識しております。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） 競争によって下がったと、落ちたと、大きく落ちたというふうに理解しました。

ちょっと蛇足になるんですけども、一般論として予定価格を抑えるた

めにね、予定している装備を外すとかですね、安く買うためにという、そういうことよくあるんですよ。例えば、バックモニター欲しいんだけど、ちょっと予算よりオーバーしそうだからそれ外しちゃおうというよな、結局、そのことによって希望する装備が整えられない発注になっちゃうということは、よくあることなんです。これはやむを得ない面もあるんですけども、結果として使い勝手のあまり良くないものになっちゃうとかですね、あるいは安全面で必ずしも十分でないものというのが、多々あるというふうに認識してるんですけども、これは備品購入だけじゃなくて、工事発注なんかでも同じようなことがあるだろうと、予算上、厳しいから、ここをちょっと取っ払っちゃえっていう、あるいは安いものに変えようという、私はやっぱりそういうあたりは十分、やっぱり配慮をすべきじゃないかなと。直接この契約とは関わらないことですが、是非、発注あるいは工事の発注についてはですね、担当者が、あるいはこういうものを購入したい、作りたいということですね、是非、叶えられるよな、そういう配慮をですね、十分してほしいなというふうに思うんですけども、これ担当者に言ってもしょうがないことかもわかりませんが、是非、そういう配慮をやっていただきたいというふうに意見として申し上げたいと思いますので、答弁をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） はい。お答えいたします。

予算の組み方に、予算組みは、まず、先ほど申し上げましたとおり、予算の範囲内で、適正な範囲内で予算は組ませていただきます。執行する場
合においては、各担当部署の中で執行していくわけでございますけども、今、難波議員おっしゃったとおりの一部ありますけども、そのへんしっかりですね、内部でも共通して適正に行ってまいりたいと考えておりますので御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、議案第8号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第8号動産の取得につきまして、御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

動産の種類は、給食配送車1台でございます。

契約の方法は、随意契約で、取得金額は、消費税79万8,300円を含めまして、873万1,300円でございます。

納入は令和7年3月21日としております。

契約の相手方は、虻田郡倶知安町字高砂99番1号、トヨタカローラ札幌株式会社倶知安店、店長田村英司氏でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第9号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第9号動産の取得について、御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定め、本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

動産の種類は、ホイール式油圧ショベル1台です。

契約の方法は、随意契約で、取得金額は、消費税246万円を含む2,706万円であります。

納入につきましては、令和6年7月20日までとしております。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第10号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第10号動産の取得について、御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

動産の種類は、小型ロータリー除雪車1台です。

契約の方法は、随意契約で、取得金額は消費税132万円を含む1,452万円であります。

納入につきましては、令和6年11月29日までとしております。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第11号令和6年度蘭越町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第11号令和6年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は74億5,500万円で、歳入歳出それぞれ5,033万2,000円を追加し、75億533万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 4目財産管理費、補正額357万5,000円。10需用費357万5,000円。修繕料で、本町の大湯沼から雪秩父ほか3施設へ引き込みしております温泉配管が、バルブの劣化と配管結合部の損傷によりお湯が流出し、一定の湯量が供給できないため、給湯バルブの取替ほか、配管の修理費用をお願いするものです。

15目気候変動対策員の館費、補正額3,927万円。特定財源の国道支出金3,927万円は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、本町の再エネ設備の導入調査検討に当たって、3月29日、経済産業省から交付内示を受けましたので、補正をお願いするものです。12委託料3,927万円。蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託料で、庁舎周辺、公共施設群のマイクログリッド化の事業化に向けた詳細検討を継続するとともに、幽泉閣における太陽光発電の導入可能性に向けた実証事業に取り組むものです。

6款農林産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額192万5,000円。特定財源の国道支出金192万5,000円は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、らんこし米を中心とする農産物のブランド力向上や、販路拡大に向けた取組などを検討するに当たって、3月29日、経済産業省から交付内示を受けましたので補正をお願いするものです。12委託料192万5,000円。らんこし米ブランド化販路拡大業務委託料で、蘭越町地域ブランド確立検討委員会を設置、開催し、らんこし米など農産物の販路拡大に向けたテストマーケティングや、スマート農業、農業DX等を調査・検討し、中長期的なブランド力と、生産者の所得向上を図るものです。

7款商工費 1項商工費 3目街の茶屋費、補正額17万9,000円。10需用費17万9,000円。修繕料で、町の茶屋のガス給湯器が経年劣化による故障のため、交換修理をお願いするものです。

4目観光費、補正額99万円。10需用費99万円。消耗品費で、昨年、町の試験栽培で収穫しました酒米の山田錦・五百万石を使用して製造しました日本酒につきまして、観光PRや各種イベントで活用するため、販売元になります幽泉閣から日本酒330本を購入するものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額91万5,000円。10需用費91万5,000円。修繕料で、雪秩父の浄化槽制御用表示板及び自動火災報知機が故障したため、機器の交換修理をお願いするものです。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額30万円。18負担金補助及び交付金30万円。次のページになります。昆布小学校開校120周年事業補助金で、今年度開校120年を迎えるに当たり、記念行事及び各種事業の実施に当たって、昆布小学校から助成要望がありましたので、補正をお願いするものです。

10款教育費 5項保健体育費 2目体育施設費、補正額317万8,000円。特定財源その他204万6,000円は、建物災害共済金です。10需用費317万8,000円。修繕料で、昨年秋の落雷により、野球場スコアボードの基盤装置が破損し、その修理費用に204万6,000円。また、経年劣化による動作不良で、得点表示板の基盤修理として82万5,000円、またライト側スタンドフェンスの支柱13本が腐食により破断したため、その修理費用に30万7,000円の補正をお願いするものです。

つづきまして、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

16款国庫支出金は、説明を省略いたします。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額709万1,000円。1繰越金709万1,000円。前年度繰越繰越金です。

22款諸収入は、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

歳出でちょっとお伺いしたいんですけども、気候変動対策の貝の館費の部分で、蘭越町再生エネルギー設備導入可能性調査等の事業委託料ということで、補正で計上されております。この部分については、昨年度からその公共施設の周りのマイクログリッド化の可能性の調査ということでお伺いしておりました。なぜ、その部分で今回、補正ということで計上されているのか。また、なぜ、当初予算でこれを計上できなかった、理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、この業者選定に当たって、どのような方法を考えているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） ただいまの淀谷議員の御質問にお答えいたします。

こちらの公共施設群のマイクログリッド化の調査につきましては、昨年度はですね、マイクログリッド化の可能性の調査ということで実施させていただいております。昨年度の調査結果で、マイクログリッド化の実現性の可能性が高いということで、今年度改めてですね、事業化の実現に向けた検討調査というのを実施させていただくことで予算計上しております。

また、当初予算で計上しなかった理由でございますけれども、昨年度、予算編成段階に、予算編成後にですね、国の応募申請というのがあるんですけど、2月にこちらのほう応募しております。町のほうでは、当初6,000万の事業ということで希望して、応募していたんですけども、先ほど総務課長のほうから回答があったとおり、3月27日にですね、採択額が内示なりまして、事業費が、事業に要する経費ということで、4,119万5,000円、こちらで採択決定されたところです。

それに伴いまして、事業費の中身を精査するということを実施したことからですね、今回、補正予算で計上させていただいたところです。

また、事業者の選定に当たりましては、ただいまですね、昨年度のときの事業の流れもございますので、昨年度、委託調査を、事業の受託者でありますですね、事業者にですね、指名選考委員会にお諮りしてですね、1社でちょっと事業のほうを、1社のほうを考えて、今、進めているところですので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。

当初6,000万ということであったんですけども、その部分で町が6,000万を予定してた。しかし、これが新年度でやるということであれば、やはり新年度予算に計上すべきであったんじゃないのかなと思います。

やはり、そうでなければ、補助金がつかなければやらないのかということにも受け止められるんですよ。今の答弁でなれば。いや、ある程度やるっていう、去年の実施、そのマイクログリッド化って可能だということがわかった段階ですので、やはり、それであれば、新年度でこういう事業をやりたいんです、継続でこの事業を、実証実験をやりたいんだっていうことを、やはり、計上すべきだというふうに思います。

その中で、補助金のあれがあれば、こういう補正で減額というのはあるんじゃないのかなというふうに思います。

それと、今、業者の選定ということで、昨年、やった業者1社っていうことでまだ決まってないと思うんですけども、今の答弁の中では、その業者に選定したいというようなお考えでいると。それは選考委員会でかけるのかなと思うんですけども、この最近、このエネルギー問題の中で、管内でも問題が起きてて、何て言うのかな。住民監査請求とかいろいろ出てきているところもあって、やはり、その特定のその1社がやったから、特定の1社に継続してやるんじゃないかと、やはり、新たな部分もあるのかなと思いますので、もう少し検討すべきことがあるんじゃないのかなと思うんです。やはり、また継続して、もう決まったような感じであって、なんか周りから見ると、あれ、もう決まってるのか。そうじゃないと思うんですよ。まだ。選考委員会まだかけてないと。希望としてはそういうふうに思ってるのかもしれないけども、やはりそういう疑わしいことがないような選定というか、そういう方法をしたほうが良いのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

マスク外してください。

○総務課参事（今野満） ただいまの淀谷議員の再質問にお答えいたします。

本来、町が進めるべき事業なんで、当初予算から計上したほうがよろしいのではないかっていう御質問なんですけれども、今年度につきましては、

補正予算のほうで計上させていただいたんですけれども、次年度以降ですね、引き続き、エネルギーの省エネとかですね、新エネの導入に当たってですね、予算要望していくときにはですね、その点も踏まえてですね、内部で検討していきたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。

また、業者選定の関係につきましても、管内でいろいろ報道がなされていることは十分承知しておりますので、そちらにつきましてもですね、ちょっとですね、内部で検討して、どのような方法がいいか、また検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり、その継続的な事業ということであれば、やはり当初予算に計上していくべきだというふうに思っております。昨年度も、同じようなこの太陽光関係の再エネの部分について、やはり当初予算じゃなくて、6月かな、7、000万ぐらいの事業で補正が上がったということで、そのときにもこのような問題が言われたと思っておりますので、やはり、その部分でもう少し、継続的であればお願ひしたいと、当初予算に計上していただければなと、その中で、町の方針がわかると、次年度にというふうに思ひます。

それと、業者なんですけれども、1社こうなつて、やはり、管内で問題になつて、何も無いと思ふんですけれども、やはり、疑われるようなことがあつてはいけないと思ひますので、内部で十分、検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

今年度、私の執行方針の中で、この部分については述べさせていただいております。それは議員、見ていただければわかると思ひますが、再生可能エネルギーの活用については、昨年度の調査を踏まえて、今年度においては、再エネ導入の効果が高い蘭越町交流促進センター幽泉閣おける次世代型の太陽光発電の導入効果検証と、公共施設群のマイクログリッド化の事業化に向けた詳細調査について、産業経済省の補助事業を検討しながら実施を目指してまいりますということで執行方針でうたっております。で

すから、事業やるというものは、議員おっしゃってる部分からいうと、やっぱり財源がないと、その部分がやっぱりなかなか進めていけないという部分もありますので、私としては、この3,000万という、それを単独事業で持ってってできるかっていう、その部分はやはり、国のいろんな交付金事業を基にやっていかないとなかなか難しいんじゃないか、これやっぱり調査ですから。そういうような考え方のもとで、今回、執行方針の中でもうたわさせていただいたし、その部分で内示をいただいたんで、今回補正予算で対応させていただいたという部分で御理解をいただければというふうに思っております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい。今、町長のほうから答弁ありましたように、執行方針の中でそのようにして、経済産業省のそれが内定してからと、いろんな事業にあっても、やはり補助金っていうのは、その場でわからないと、やはり、当初から、わからないけどもこういう事業をやりたいということで予算計上するわけでありまして。やはり、その執行方針である、町長の答弁であるのであれば、やはり、当初予算にそれを計上して、やはり、皆さんのほうに、そういうような訴え、こういうことをやりたいんだということを示していくことがよろしいんじゃないかなと思います。町長の言うこともわかります。財源、何をやるのにも財源必要なんです。しかし、いろんな事業においても、財源が決まっているわけじゃなくて、ある程度、こういう当初から、これを、補助金があるからということで予算計上して使ったかわからないんですけど、同じだと思うんです。やはり、町長がこういうことをやりたいと、今回の再エネのそういう事業に対して、やはり、当初予算、執行方針にいわれているけども、予算、そして今、こういうことで、さっき町長言われたように、産業省のほうにこの部分であげると、そういう方針のほうがよろしいんじゃないのかなと思います。と、思うんですが。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

当初予算に載せるということは、補助金がある程度確定した部分を見越してですね、載せないと、今、言ったとおり、補助金も当初6,000万

を要望してた部分が7割の約3,000万っていうふうになったわけです。そうすると、当初予算で議員がおっしゃるとおり、やりたいというものを載せて、結果的には減額もして、こういうかたちになったというふうに、部分をですね、あの、やはり、私は財源というものもきちっと確保しながら事業をやっていかなかったらならないんじゃないかなというふうには思っています。ですから、今回のいろんな事業の部分の中でも、旧診療所の解体、そういう部分の中でも、ある程度、財源のめどが立って、その分の措置があるから事業実施したいっていうのも、これもやっぱり行政を推進していく部分の中ではやりたいだけでは、私はなかなか財源確保がないとできない部分があるということも御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 最後。3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） いや、町長の答弁はわかります。

しかし、財源がなくてもやらなきゃならないときには、やはりやらなきゃならないということもあります。やはり、そのへんの部分は財源も大変重要でありますけれども、やはりその部分でなくてもやらなければならない部分もありますので、そのへんはよくわかります。また、今、言われたように、当初、執行部のほうでは、執行部や担当のほうは6,000万ということで上げていると思うんですけども、やはり、これは先ほど言ったように、この申請というのは2月だと思うんですけども、2月で1か月ぐらいの部分で、この回答っていう部分でくるという部分があります。だから、6,000万、その2月に、そしたら6,000万の申請をされたのか、言っちゃったらあれなんですけども、6,000万の申請をされて、そのうちの半分というか3,000万ついたのかなというふうに思うんですけども、そういう部分で精査されているのかなと思います。そういうことで、いろいろ財源もあるんですけども、やはりこういうことで、ゼロカーボンに向けて、町はこういうことを進めていきたいんだというあれば、やはり、その部分でもう少しある程度、執行していかれたほうがよろしいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） お答えします。

この事業については、当初、申請をして、国からいろんな各市町村から

事業量が多かったという部分の中で、当町は約7割ぐらいの交付金になったというふうに伺ってます。いろんな町村があって、採択にならないところとか、それとか何割とか、そういうようなところもあったってようなことは伺っているところでございますが、議員おっしゃるとおり、いや、私も必要な部分、やらなければならないところは財源を必ず確保しなくてもやるという、その気持ちはあります。ただ、こういう事業というのは、継続性もあるので、国の交付金をきちっと活用して、そしてこれからマイクログリッドっていう、まだまだ数年かかって、この役場庁舎周辺も含めた事業展開を図っていかなかったらならないというようなことも考えておりますので、十分そのへんのところは、検討しながら進めてまいりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和6年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和6年第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会